

相模原市子育て応援店普及事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠中の人及び18歳未満の児童が属する世帯(以下「子育て家庭」という。)を応援する取組を行い、市長が適当と認めるものとして、あらかじめ登録した協賛事業者の店舗又は事業所等(以下「子育て応援店」という。)の取組を広く周知することにより、子育て家庭の経済的・精神的負担の軽減を図るとともに、安心と喜びを持って子育てができるよう社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成を目的とする相模原市子育て応援店普及事業(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協賛登録できる事業者)

第2条 本事業の協賛登録をすることができる事業者は、相模原市内に店舗又は事業所等を有し、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等の規定に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) その他、子育て応援店として適当でないと市長が認めるもの

(サービス内容)

第3条 協賛事業者は、子育て応援店において、次の各号に掲げる取組のいずれかを実施するものとする。

- (1) 子育て家庭へ配慮したサービスの提供
- (2) 子育て家庭が利用しやすい設備の提供
- (3) 市が発行する子育てに関する刊行物を閲覧用に配架
- (4) 子育て家庭が経済的に優遇される商品やサービスの提供
- (5) その他子育て家庭を応援する取組

2 協賛事業者は、本事業の目的に反しない範囲において、自己が提供するサービスの利用条件を設定することができる。

(登録)

第4条 本事業の協賛登録を希望する事業者は、相模原市子育て応援店登録申請

書(第1号様式)に必要事項を記入し、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、登録を承認したときは相模原市子育て応援店登録承認通知書(第2号様式)により、承認しないときはその旨を当該事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録を承認した子育て応援店に対し、子育て応援啓発ステッカー(以下「ステッカー」という。)を交付するものとする。
- 4 子育て応援店は、前項の規定により交付されたステッカーを公衆の見やすい場所に掲示するものとする。
- 5 市は、子育て応援店となることを希望する事業者が第1項に規定する申請を行った時点で、市と事業者との権利義務関係について定める協賛規約(以下「協賛規約」という。)の内容に同意したものとみなす。

(登録内容の変更等)

第5条 協賛事業者は、登録した内容を変更しようとするときは、速やかに相模原市子育て応援店変更申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、登録内容の変更を承認したときは相模原市子育て応援店変更承認通知書(第4号様式)により、承認しないときはその旨を当該協賛事業者へ通知するものとする。
- 3 協賛事業者は、自己の都合により登録を廃止しようとするときは、速やかに相模原市子育て応援店登録廃止届(第5号様式)を市長に提出するとともに、ステッカーを返還するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による届出があった場合には、登録を廃止し、相模原市子育て応援店登録廃止通知書(第6号様式)により当該協賛事業者へ通知するものとする。

(登録の取消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 協賛事業者が子育て応援店において登録した取組を行わないとき。
- (2) 登録した事項に虚偽があったとき。
- (3) 協賛事業者が本要綱及び協賛規約に違反したとき。
- (4) その他子育て応援店として適当でない事由があると認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、相模原市子育て応援店登録取消通知書(第7号様式)により、当該協賛事業者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により、登録を取り消された子育て応援店の協賛事業者は、速やかにステッカーを返還するものとする。

(ステッカーのデザイン使用)

第7条 子育て応援店の協賛事業者は、本事業の趣旨に反しない範囲において、子育て応援店であることを周知・宣伝するため、ステッカーのデザインを使用することができる。

2 前項の規定によりステッカーのデザインを使用する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザイン、色、形を正しく使用し、縦横の比率の変更及び図形の追加はしないこと。ただし、色については、必要に応じ単色を使用することができる。

(2) デザインの一部使用はしないこと。

(ステッカーのデザインに関する権利)

第8条 ステッカーのデザインに関する一切の権利は、相模原市に帰属する。

(子育て応援店の周知)

第9条 市長は、市ホームページ等の広報媒体を活用し、子育て応援店の取組について市民に広く周知するものとする。

(経費の補填)

第10条 子育て応援店がサービスを提供する際に負担する経費について、市長は補填を行わない。

(責任の制限)

第11条 第5条の規定による登録の廃止又は第6条の規定による登録の取消により、当該事業者又は第三者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを一切負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 子育て応援店は、本事業に関する権利を、譲渡、売買、貸与し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

相模原市子育て応援店登録申請書

相模原市長 あて

相模原市子育て応援店として、次のとおり登録したいので申請します。

子 育 て 応 援 店 （ 店 舗 ・ 事 業 所 等 ） 基 本 情 報	名 称	ふりがな	
	所 在 地	〒 相模原市 区	
	最 寄 り 駅		
	ア ク セ ス		
	電 話 番 号	()	
	営 業 時 間	: ~ :	
	定 休 日		
	ホ ー ム ペ ー ジ		
	具 体 的 な 業 種	(記入例) 和食店、コンビニエンスストア、英会話教室、美容室、書籍店など	
	業 種 の ジ ャ ン ル	<input type="checkbox"/> 買う <input type="checkbox"/> 見る・遊ぶ <input type="checkbox"/> 育児・教育・習い事 <input type="checkbox"/> 交通・旅行・宿泊 <input type="checkbox"/> 住まい・不動産 <input type="checkbox"/> 情報・通信 <input type="checkbox"/> 公共施設	<input type="checkbox"/> 食べる <input type="checkbox"/> 美容・理容 <input type="checkbox"/> 金融・保険 <input type="checkbox"/> 医療・健康・福祉 <input type="checkbox"/> 自動車・ガソリンスタンド <input type="checkbox"/> 宅配・運輸・郵便 <input type="checkbox"/> その他
※最大3つまで選択可			
P R 等	お店のPRや子育て家庭へのメッセージ等 (100字まで)		

- ・「相模原市広告掲載基準」、「相模原市子育て応援店普及事業実施要綱」等に準じてご登録いただけない業種・事業者があります。
- ・消費者関連法等に抵触するもの、誇大な表現、誤解を招く表現、不当表示など、表現方法については調整をお願いする場合があります。
- ・2枚目にもご記入をお願いします。

子育て 応援 店の サ ー ビ ス 内 容	実施しているサービスの種類を選択（ <input type="checkbox"/> 欄にチェック、複数項目選択可）し、「具体的な内容」欄へ記入をお願いいたします。		
	ほのぼのサービス（子育て家庭へ配慮したサービスの提供）		
	<input type="checkbox"/> ミルクのお湯の提供	<input type="checkbox"/> 予約の優遇	<input type="checkbox"/> 託児・子守りサービス
	<input type="checkbox"/> 宅配や出張サービス	<input type="checkbox"/> おもちゃや絵本の貸し出し	<input type="checkbox"/> 相談サービス
	<input type="checkbox"/> その他		
	【具体的な内容】		
	やさしい設備（子育て家庭が利用しやすい設備の提供）		
	<input type="checkbox"/> 授乳スペース	<input type="checkbox"/> おむつ替えコーナー	<input type="checkbox"/> 遊び場・休憩場所
	<input type="checkbox"/> ベビーカー・ベビーカート	<input type="checkbox"/> 使いやすいトイレ	<input type="checkbox"/> その他
	【具体的な内容】		
	おトクなサービス（子育て家庭が経済的に優遇される商品やサービスの提供）		
	<input type="checkbox"/> 料金割引や買取割増	<input type="checkbox"/> プレゼント（粗品・おまけ・大盛りサービス等）	
	<input type="checkbox"/> ポイント・スタンプサービス	<input type="checkbox"/> 金利優遇	<input type="checkbox"/> その他
	【具体的な内容】		
役立つ情報提供（子育てに関する情報提供）			
<input type="checkbox"/> 子育てガイド	<input type="checkbox"/> その他の情報紙（誌）	<input type="checkbox"/> その他	
【具体的な内容】			
事業者 連絡 先	名 称		
	所 在 地	〒	
	担当部署名	電 話	()
	担当者名	F A X 番 号	()
	E メール		

・事業者連絡先にご記入いただいた担当者名等の個人情報、本事業に関するお知らせなど、市から連絡を行うために利用し、連絡以外の目的に利用したり、無断で第三者に提供したりすることはありません。

相模原市子育て応援店登録承認通知書

様

相模原市長

さきに申請のありました相模原市子育て応援店への登録については、次のとおり承認します。

子 育 て 応 援 店	名 称	
	所 在 地	〒
	サービスの 内 容	<input type="checkbox"/> ほのぼのサービスの提供 (子育て家庭へ配慮したサービスの提供) <input type="checkbox"/> やさしい設備の提供 (子育て家庭が利用しやすい設備の提供) <input type="checkbox"/> おトクなサービス (子育て家庭が経済的に優遇される商品やサービスの提供) <input type="checkbox"/> 役立つ情報提供 (子育てに関する情報提供)
	登録年月日	年 月 日

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

相模原市子育て応援店変更申請書

相模原市長 あて

次のとおり登録内容を変更したいので届出ます。

事業者 連絡先	名 称			
	所 在 地	〒		
	部 署 名		電 話	()
	担 当 者 名		F A X 番 号	()
	E メール			
変更年月日		年 月 日		
変 更 内 容	変 更 前			
	変 更 後			
変 更 理 由				

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

相模原市子育て応援店変更承認通知書

様

相模原市長

さきに申請のありました相模原市子育て応援店の登録内容の変更については、
次のとおり承認します。

子育て応援店の名称		
変更年月日		年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

相模原市子育て応援店登録廃止届

相模原市長 あて

次のとおり、登録を廃止したいので届出ます。

事業者	名 称			
	所 在 地	〒		
	部 署 名		電 話	()
	担 当 者 名		F A X 番 号	()
	E メール			
廃止する 子育て 応援店	名 称			
	所在地	相模原市		
廃 止 年 月 日		年 月 日		
廃止理由				

第6号様式(第5条関係)

年 月 日

相模原市子育て応援店登録廃止通知書

様

相模原市長

さきに提出のありました相模原市子育て応援店登録廃止届に基づき、相模原市子育て応援店の登録を廃止しましたので、通知します。

1. 子育て応援店の名称
2. 子育て応援店の所在地
3. 廃止年月日

第7号様式(第6条関係)

年 月 日

相模原市子育て応援店登録取消通知書

様

相模原市長

相模原市子育て応援店普及事業実施要綱第6条第1項の規定により、登録を取り消したので通知します。

1. 子育て応援店の名称
2. 子育て応援店の所在地
3. 取消年月日